

公文書館の責務と課題

国立公文書館理事 大濱徹也

1) 記憶としての歴史 史料保存運動と公文書館、文書館

歴史として問い語られる世界は、わかったようでいて、考えようによれば面倒な問題です。現在、歴史というと、テレビのスクリーンを流れるように歴史があるように思い込まれています。何年に何が起こったということ覚えていけば歴史がわかるのだというような感覚が広く一般にみられる「歴史像」のようです。そのため中学にしても、高校にしても、大学でもたぶんはその気があり、歴史が「暗記もの」とされ、歴史が知的創造力にみちた営みの産物であることが忘れられています。

しかし、歴史は、歴史家によって作為的というか、人為的に創作された世界です。その創作は、ある記憶を操作することによって描かれた世界にほかなりません。歴史家は、生きている時代のイデオロギーに強く支配され、呪縛されるなかで、過去をめぐる記憶を創造的に再構成していくことで歴史を描き出すのです。いわば、歴史というのはある意味でいえば再創造の学、過去をめぐる記憶を現在をどう生きるかという場から想起し、歴史として再び創造していく学問にほかなりません。

この記憶には、プライベートなメモリーとパブリックなメモリーがあります。国民国家というのは国民としての一体性を形成するために国民史というものを創り上げ、その国民史を国民が共有すべき記憶として教えこもうとします。この国民史という枠組みは、日本でいえば、明治維新という復古革命で誕生した国家の物語として描かれた「国史」が、戦後においても強く残っています。そうした国民史の枠組みは、国民が持つパブリックなメモリーとして説かれ、個々の民衆が持つプライベートなメモリーをして、パブリックなメモリーに昇華させるがために、国民史の創造、創作の問題が時代の転換期に「歴史戦争」をひきおこさせるのです。そうした意味でいえば、歴史としてある歴史像を提示するのは、記憶を呼び戻し、それを新たに意味づけていく作業といえましょう。

このような記憶は、どの国家においても、自治体をはじめとする諸組織において、その組織の創成等をめぐる記念行事、国家の祝祭日のようなものをおし、記憶を喚起し、記憶の共有をうながし、国民として、組織の構成員としての絆を強める器にほかなりません。戦争記念碑をめぐる諸行事はそういう意味における最大のモニュメントであり、祝祭です。

こうした記憶が集積されている場がアーカイブズです。そうした意味でいえば、個人の記憶というものを公共的な記憶として確かめていく、共有せしめていく場がアーカイブズというものに託されている世界だといえましょう。いわば記憶の器であるアーカイブズは、明日の社会をどのような世界として思い描くかという場から、己がもつプライベートなメモリーを手がかりに、パブリックなメモリーを問い質す場であり、歴史を検証する場にほかなりません。ここで問う歴史とは、想起する学、追体験の学であり、さらにその記憶というものを多様な形で操作し、再構成していくという意味でいえば追創造の学、過去を再創造していく営み、所産です。

ここに歴史家は、歴史による被拘束性ともいべき過去というか、時代に拘束された存在であり、その一方で歴史に対して自らが主体的に働きかける、明日をどのような時代として、どのような社会として思い描くかということにより、歴史の読み方が変わるという点で、二重の拘束を負わされた存在といえましょう。そうした意味でいえば、歴史家は過去をどのように構成しようとするかということで残された記録に働きかけることによって何人も歴史家になりえますが、もう一方で過去のある出来事を現在の場からどのように位置づけるか、再構成していくかという意味で、二重の緊張関係を負わされています。いわば歴史家という存在は、ある意味でいえば、舞台芸術の演出家であり、音楽でいえば指揮者ともいべき存在です。同じ譜面、同じ脚本があっても、それをどのように色づけるかということによって舞台は変わります。歴史として描き出された世界は本来そういう世界ではないでしょうか。

日本における史料保存運動、公文書館、文書館をめぐる問題は、ここに提示した歴史への眼と関わらせて問い質すとき、はじめて問題の所在がみえてくるのではないのでしょうか。とはいえ、日本では公文書館や文書館というものがどれだけ広く社会的に認知されているかという点、極めて乏しいと思います。ちなみに外国の推理小説を読みますと、しばしばアーカイブズというものがいろいろな形で登場してきます。例えば、ロバート・ゴダートの『千尋の闇』という作品をみますと、アスキ内閣とポーワ戦争時代を背景に書いていますが、その謎解きは、イギリスにおけるアーカイブズが一つの舞台になるなかで解かれていきます。あるいは一昔前に大変有名になった『ジャッカル目』というドゴール暗殺事件を素材にした作品にもアーカイブズが登場してきます。少なくともあちらの世界ではアーカイブズがそういう中で登場してきても誰でも理解ができるくらい、ある種の認知があります。では日本ではどうかというと、アーカイブズの問題に関わらせて読みますと、かなり違います。例えば、池波正太郎の『鬼平犯科帳』では、鬼平がある事件に行き詰まって奉行所の蔵を見て記録

が残っていないと、自分の家の、父親の残した書付を見る形で、事件の手がかりを得ようとしています。池波の作品には、役人が記録をしていることがしばしば登場し、アーカイブズ的世界が小道具として使われています。しかし、このような作品は日本ではあまりみかけないように思います。鬼平の「勘ばたらき」はこうした記録にこだわる記憶に支えられたものといえましょう。しかし、日本の作品の多くは勘だけが一人歩きし、アーカイブズ的世界を描いていません。ここに日本のアーカイブズが置かれた状況と、イギリスだとかフランスだとか、そういうところの状況の差があるように思います。この差にこそ日本における記録のあり方とか、資料保存のあり方にかかわる根本的問題がひそんでいるのではないのでしょうか。

先の鬼平は、奉行所にないと自分の父親の残した書付をみて、手がかりを探っています。ある意味でいえば家業として役儀があるからこそ、奉行所にないものが、家の記録というものの中に残っています。このことは、今でいうと内田康夫の推理小説に登場する名探偵浅見光彦の調査を見ても、行き詰まってくるとお兄さんの刑事局長が何かの所に電話をして事件を解決するための情報とか記録などの資料を入手しています。要するに資料がそういう形でとらえられています。いってみれば、資料類は家業なり極めて私的な、属人的なものとしてあるというところが日本のアーカイブズとか資料保存とかに関する感覚ではないのでしょうか。記録や資料が極めて属人的なものなのです。こうした問題が実は現在の歴史家たちの持っている感覚にも及んでいるのではないかと思います。それだけに、戦後における現在の全史料協のようなものが生まれてくる前提になった史料保存運動もこの呪縛から自由ではありませんでした。

史料保存運動の体質については、かつてEASTCAの場で話しましたが(『国際公文書館会議東アジア地域支部第3回総会報告書』)、こういう問題があります。戦後の史料散逸に対する史料保存運動は、戦後民主主義の課題を担い、戦前の封建制をどのようにとらえるかという使命感にうながされた近世地方調査として展開され、多様な史料発掘が行われてきました。一つはそういう動きが文部省史料館として結実していくし、あるいは水産庁の漁業慣行調査、また渋沢敬三のアチックミュージアムのようなものもあります。その時に、この史料所在調査の課題を一番的確に把握していたのが渋沢さんで、「私たちは多様な原石を集めている。その原石を宝物にするかどうかというのは利用する人の問題だ。」という言い方をしています。ここに渋沢敬三という方のすぐれた感性があるわけです。集めた資料、庶民史料をどのように使うかは、使う研究者、歴史家の問題です。実はこの時に多くの大学、特に私立大学が、史学科の個性を提示する方策として、近世地方資料の発掘に力を注いでいきました。地方史料

の調査をするなかから資料保存というものが課題になってでてきました。

旧制帝大を始めとする大学や研究機関は中世や古代の非常にすぐれた古文書を持っているけれど、新興の私立大学について見てみると、歴史資料はもっていません。そういう意味でいえば、新しいものとして近世地方史料というものに目をつけてその調査をやり、史料所在確認をし、目録を作り、そして場合によれば所蔵者から寄託なりあるいはもらい受けるという形で大学のコレクションにしていくことで、大学の財産を増やしました。

その当時の史料調査の一番の問題は、日本の近代化を呪縛した、封建遺制をどのように位置づけるかということが非常に大きな課題ですから、検地だとか宗門人別だとかに眼が向き、地主制を生み出した土地関係の諸記録を探すことに努めるとともに、近代市民社会を担おうとした民権運動だとか、見果てぬ革命の夢を託せる一揆や騒擾の記録の発見に一喜一憂しがちでした。しかし逆に面倒な、当時でいえば日常生活文化や庶民が書いた俳諧類というものは、目録をとれば「雑」で一括されるか、未整理のまま目録もとることなく放置されてしまったということがあります。

なぜこういうことを言うかということ、1960年代から70年にかけて、「人民史」なる概念が行きづまり、民衆史という問題が提示されてきたときには、かつて「雑」として放置されたところの多くの史料群が散逸していたということがあります。ある意味でいえば、これが近世地方の、あるいは近現代、明治期に対する史料調査のあり方でした。史料調査者も時代の意識に規定されて調査をしますから、悉皆調査といいながら、どうしても限られた時間のなかで、彼等の目、彼等の問題意識から欠落した部分は、「雑」として一括袋詰めされるか、未整理のまま目録もとることなく放置され、結果として何時の間にか、それらの資料群が紛失、焼却などされ、なくなっていたということは十分自覚しなければなりません。

こういう資料調査の現実を凝視したとき、過去の記録類というものが残されているということは、残そうという意志が働き、残されたということの意図性があるということに思い致すべきでないでしょうか。私たちがある豪農の家を調査したときに気づいたことですが、その家がある段階で非常に丹念に記録類を整理しています。その記録類を整理している時は、その家が一つの家政改革、家の改革をやるときに、もう一度自らの手で家の歴史を整理しようとしているわけです。そういう問題というものを歴史家がどれだけ自覚しているかということ、私ははなはだ心細いのではないかと思います。往々に歴史家は現在いる場に規定されて残されている記録や資料を意味づけて、その問題意識にひきずられて資料整理をしがちです。いわば、過去の記録保存という

ものが単にそこにあるから歴史資料になるのではなく、歴史資料とするのはそれを研究する、あるいはそこから歴史を再構成しようとする歴史家の思いなのです。歴史家自身が時代に強く呪縛された存在のわけですから、史料整理だとか史料保存だとかいうものは、一見全てを残すようでありながら、資料調査、資料整理をやるたびに記録や資料がなくなっていくのが現実だということを強く自戒をしておく必要があります。日本の地方史料を始めとする諸調査にはそういう部分がつきまといます。

もう一つそのような資料調査で出会った問題は、ある種の史料調査には名物嗜好があるのではないかということです。資料館などでも自分の県に関わる中世文書などは必死に探し、購入するけれど、それはある種の名物への嗜好といえましょう。

日本の史料調査とか日本の歴史学のなかには、ある種の名物に対する期待と、もう一つは最初に発表した人間が非常に強い発言権をもっているという、初物食いの的なものがあるのだらうと思います。なぜこういふことを言うかということ、様々な記録というものが、現在残っていること、残されてきた何かの意味性というものをそこに探るのは、現にそれを整理する人間の課題なのです。それとともに逆に残っていないということは、ある年度まであったものがある年度からなくなっているのは、そこに何かの意味性があるわけで、残っていないというのも、一つの歴史的な史料性として考えていくことが大事ではないでしょうか。そのことは、残すには残す意味性があるわけです。家のものでいえば必ず香典帳があるのもそのことをもの語っています。香典帳などの類が残されているのはその家にとって必要だから残しているわけであって、私たちはそれをあたかも古文書として扱って、アプリオリに歴史的な価値があるものとみなすけれど、その資料はその家にとってみれば生きた記録だという感覚がどうもないのではないのでしょうか。この認識というか残されている記録資料をめぐる感覚の差異をまず自覚することが大切です。そうした意味でいえば、ある記録群が残っているのは、歴史家は往々それを「古文書」とか何かと知っているけれど、それはまさにその家という組織なり、企業という組織にとり、小であれ、大であれ、そこにおいてその組織を存続せしむるために必要だったからで、まさに生きた記録だったのだという感覚が地方調査をはじめとする資料調査の際にあまりみられません。無いがゆえにどうなるかということ、調査者の課題意識に規定されて、あたかも古い歴史資料という名のもとに、その感覚のなかで処理していったというのが今までの史料保存のあり方だったように思います。

それだけに、その組織というものが、家であれ、集団であれ、村であれ、それを残してきた意味性が問われねばなりません。ここでいう意味性とは生きていた記録であ

るという意味をふまえて調査者が考えるということです。文書館なり公文書館は、こうした感覚をどれだけもって史料保存運動を問い質してきたでしょうか。史料保存運動は歴史の史を使うが、記録を歴史の史料にするのは、人間がある過去を歴史として見ようとしたときに史になるのだということを、やはり自戒しなければならないだろうと思います。

このような感覚の欠落こそは、昨今はないと思われませんが、名称を文書館にするか公文書館にするかという二分法的な愚かな議論の仕方になっているのではないのでしょうか。公文書館にすれば行政資料しか入らないから、文書館にしろだとかいう主張を高声に説く人がいました。その人にとっては自明の理として歴史資料があるように思っていますが、そうではありません。過去の記録がその時作成されたということは、まさに現代の記録として作られていたというところをみるならば、そういう議論の立て方はしない方がいいのではないかと思います。私が思うに、「歴史的価値」だとか、「歴史・文化的価値」だとか確かにそういうことをいって残さなければならないけれど、残す上ではそういう言い方しかないかもしれないけれど、自明の理として「歴史的価値」があるのでも「文化的価値」があるのでもありません。残されてきた記録資料に価値を、意味を見出すのは、その諸記録を利用する、生かそうとする人間、歴史家の眼なのだということを自覚すべきです。あたかも自明の理として歴史的価値がある、歴史的な古文書があるなんていう風な感覚が、私は名物趣味、名器嗜好を日本の歴史家に生み育てたのだと思います。

こうした眼で日本における史料保存運動のあり方を問い質していくことが求められているのではないのでしょうか。歴史資料は自明の理としてあるのではなくて、まさに生きた記録としてあったものをどうやって生かすかは、後世の人間が己の生きている時代をふまえ、どのように時代を読むかということに関わっている問題なのです。

2) 記録保存への眼

そこで日本のアーカイブズ、別な言い方をすれば、記録保存というものをどう見るかという見方が問題になります。私たちが古文書といっているものは、作成された当時には生きた^{なまもの}生物であったということを話したわけですが、例えば荻生徂徠という人は、非常に面白いことを言っています。徂徠は『政談』のなかで、いろんな役儀のことをいっていますが、留役を重視しています。留役は軽い役だけれど、その役が重要なのは、役所が営んできた仕事の内容、役儀にかかわることを、帳面に書き留めていることだと。そして頭役というのは、一番トップに立つ総括をする重い役だけれども

留役がいなければだめだ、と位置づけています。役所を見てみるとその組織に入ってきたものは、いかに才能があろうとも、前からいる人間に、その組織がどういうことをやっているか聞いていく、聞いて行きながら組織に慣れていく。留帳があるならば、新たに入ったものがその留帳をみることにより、なすべき仕事の内容を理解し、その役儀に相応しい働きをすることが可能となる。しかし現実には、重役なり中間にいる役人がその組織が何をするか教えない。留帳がないため前任者が、自分が言うとおりに新任者が動くならだんだん教えていくというやり方をするため、才覚あるものも十分に己の力を出せない。そのため才能あるものも前任者につかえるしかないということをし、『政談』のなかで指摘しています。だから組織で大事なことは留帳を引継いでいき、留帳を引継ぐならばいかような人間が来ようとも、組織の営みはきちんと受け継がれていく。そしてすぐれた人間がそこで能力を発揮できる。この留帳を書かせていくということが大事なのだといっています。当時の彼の言葉でいうならば、

「その役に久き人内証にて書留をしておく人あれども、面々の手前にてしたる事ゆえ、多くは甚だ秘して同役にも見せず、手前の功ばかりを立てんとす。新同役出来すれば、我に手をさげさせて少しずつ教えて、いつまでも我が手に付けんとする事当時専ら也。これにより諸役とも皆同役一味して、何事をも上へはぬりかくして申し上げず。また新役に器量の者ありても独り立ちて思い入れ御奉公をする事ならず。これ留帳なき弊也。留帳ある時は、新役人もその帳面にて役儀の取扱い相知る故に、御役仰付けられたる明日よりも役儀勤まるべし。その上留帳なき時は、先格・先例にこれなき事なれども、了簡にして見れば必ずあるべき事などのあるをも、兼て吟味し、工夫をして置くべきようなし。総じて役人茫然として役儀の事に暗きは、皆留帳なき故也。」

おそらくこういう形でそれぞれ秘匿されていたわけで、今の役所でいえば部課が変わるたびに自分が営んだ仕事の記録を、箱で持っていくということだし、かつてはその職は家職としてあるから、その家の蔵に残されたのです。だから役所になれば、鬼平じゃないけれど、お父さんの作った何かを探して、その手がかりにすることができたのです。これをみても、ある意味でいえば古文書じゃなくて、まさに生きた、現に生きている記録でした。その部分というものをみなければなりません。このことは明治になっても太政官政府が、「後日の照会を失ひ事務の困難を生じ」させないために記録を残せと説いたわけですから。こういう形で残ったのが、現在公文書館にある多様な記録類です。私たちはあたかもそれを過去の歴史資料としてみますが、実は生身で生きていたものだというところを理解していくことが必要ではないでしょうか。

そのことの問題というものが何かというと、実は修史事業というもののなかにおいて、あたかも歴史資料のようにみなしてしまった問題があります。例えば自治体史の編纂でいうならば自治体史の編纂事業の終焉とともにそこに集めたものは過去の記録だと位置づけられたがために、多くの場合、自治体にしても国にしても修史事業で使われた資料は残飯になるという感覚のなかで失われているというのが一般的だったのではないのでしょうか。しかしそれが過去の生きたものであったという感覚であれば、もう少し違った対応の仕方があったように私は思います。これらの問題というものが、日本のひとつの名物志向などの中にあります。

東寺百合文書にしても、年預が手文箱に管理していた文書を毎年手文箱送進状をつけて引継ぎ、時代を経る中で重要文書となったものを宝蔵や御影堂といった蔵に収めていきました。その間には中間書庫的なものがみられ、最終的な文書蔵が聖なるものとして守護されてきたわけです。その寺宝として残された文書 東寺百合文書は莊園管理の上で必要があったからこそ、代々にわたり引継がれてきた。しかしながら歴史家はこの残された意味を知っている人と知らない人ではかなり違うと思います。あたかも中世莊園文書なんて形でみるけれど、実際上残されたのは寺の経営と管理のために残された、いわば現用文書として重要だという認識があったのです。だから文書の写をとり、残しもしたのです。

こういう問題を考える時、体系的に自覚して記録を残していったイエズス会の戦略が参考になります。イエズス会文書館に保存されている記録資料は、自分たちが宣教・布教していくために必要なこと、戦略を立てるための記録を残させ、そのためには書き方まで指示をして送らせたものです。その記録の残し方で指示していることは、殉教だとか信仰的な覚醒をうながすものについては必ず書き送れといっています。この報告書を年報という形で配ったのは、イエズス会という宣教団が、パトロンである貴族たちからその宣教の成果報告をもとに資金援助、献金をしてもらおうとしたからです。こうしたイエズス会の戦略は、近代的な布教戦略として以上に現代の企業活動における情報管理というもののさきがけといえる組織運営のシステムを整備していました。こういう意味で、イエズス会の手紙だとか報告書があったのです。私たちが今日目にすることができるイエズス会の報告書は、その中からエッセンスをとり出して作りあげたものですから、宣教師の生の報告との間に落差がありますが、少なくともそういうことをやっています。そこには16世紀の様々な日本の情報がありますが、まさに生きた経営感覚の中で教団組織なり宣教団を生かしていく部分がありました。イエズス会をはじめ宣教師の諸報告を16・17世紀の日本を読む上の史料ととらえるなら

ば、こうした記録が作成され、残されてきた意味に眼を向けることがいるのではないのでしょうか。すなわち記録が保存されるのは、その組織が永続的に、どうやって活性化、活発に活動していけるかという感覚のなかで保存されているのだということです。この問題というものがどうも日本のアーカイブズ論を見てみると欠落しており、古文書論として短絡的にとらえられているところが問題のように思います。

3) 記録の共有と公開 付与されたものとしての「歴史的価値」

次にその記録というものがもつ意味を考えていくと、実は「歴史・文化的価値」というものは付与された価値でしかないと述べましたが、記録資料を残すという営みは、記録の共有と公開という問題に関わります。古文書だとか、貴重な古記録だとかという形で名物、名器によせる嗜好に呪縛されるのではなくて、歴史的な価値を付与するのは、それに関わる人間の眼だということを強く自覚すべきです。アーカイブズのあり方を考えたときに、記録を管理し残すということは、その国の一つの政治文化というものに関わっているのだという目で見ることがあります。

この問題に私が最初に気づいたのは、中国に行った時に、1980年代の前半、ちょうどプロ文革が終わったあとの吉林省長春の街頭で見たのは人々が档案袋というものをもって歩いている姿です。当時の私には「档案袋」という概念がよく分からなかった。しかし、考えてみれば、中華人民共和国では人が職場を変わるだとか、何かをするときには档案袋がなければ動けないわけです。中国における档案には人事档案がある。人事档案には姓名、性別、生年月日、民族、学歴、結婚、本籍、職場、家庭環境、そして本人の政治的信条から社会関係まで全てが書き込まれ、これをもって動くことによって、はじめて新しい地位につきました。そういう点で言えば、この档案袋に象徴されるのは個别人身的な支配の道具としての档案ですが、もう一つ中国で私たちが一般的に言う档案館だとかそういう場所でみられる档案があります。いわば総档案庫としての档案です。ここに国家としての人民共和国というものを成り立たせた原型は何かというものを丹念に記録したものが残されています。まさに、档案とは「国家の重要な財産であり、階級闘争と生産闘争の道具のひとつであり、档案とは機関の任務と生産の歴史的記録」であるという風に、中国の档案法には書いてあります。私たちが一般に公文書というのはこちらの方です。しかし中国ではその部分、「機関の任務と生産の歴史的記録」としての部分と、もう一つは人事档案というものが一体になっています。そういうものを見たときに、実は記録の管理というものは、国家の体質なり、あるいは性格、まさにそういう点で言えば一国の政治文化を代弁しているものなのだ

ということを理解しました。それぞれの国のアーカイブズというものには、それぞれの国の歴史が凝縮されています。

フランスで見ると、フランス革命による、アンシャンレジームの打破という動きのなかで、農民が土地台帳を焼却して自由な身分になりたいとしました。逆に革命政府をはじめとして貴族たちは所有財産の神聖さを守り、貴族は近代地主に変質するため、修道院は自己の財産を守るためにそれぞれの記録をいかに守るかということが、おそらく革命議会における文書館の組織化という形で、現在の非常に中央集権的なフランスの体制が出来たのだと思います。

アメリカ合衆国においては、建国神話というものを守り伝えていく場、歴史の継承として位置づけるとともに、もう一つアメリカの場合、非常に記録に対する徹底した管理と、ある意味でいえば公開性が議会だとか大統領府と対峙しながらあるのは、第4代大統領になったジェームズ・マジソンが言ったことと関わるのだらうと思います。

「人間が天使であるならば、政府などというものは必要ない。もし天使が人間を治めるのであれば、政府を内部からも外部からも監視する必要はない。人間が人間自ら治めなければならないところに政府を樹立する上での最大の困難がある。」

この問いかけは、権力を監視する制度というものをどこかで確立しなければならないとの思いです。この思いこそはアメリカにおける情報公開なり、あの膨大な記録管理に関する一つのシステムを作りあげた原点にほかなりません。アメリカデモクラシーというものが極めて複雑に揺れ動きをしながらも復元力があるのは、この権力の監視するシステムとしての情報の公開と共有という思想が生きているからだらうと思います。そうした点においてまさに主権者が権力の濫用を監視するシステムとしての知る権利という発想が出てきているわけです。そういう事柄というものを考えてみるならば、記録の共有と公開という問題に、まさにアーカイブズというものが大きな役割を果たしています。しかしその役割に眼が及んでいない、慣れていないという実態が現在における日本の、史料保存とか何か言われる中における問題のように思います。

すなわち日本においては、プライベートなメモリーだとかパブリックなメモリーとかいいながら、その両方とも非常に中途半端な形になっているのではないかと思います。先に述べた知る権利で何が必要かという、どういう形でそれを保障するシステムを作っていくかという問題があります。私たちは確かに情報公開法とか情報公開条例というものを持ちましたが、その情報がどういう形で作りあげられ、残されてきているかということに関しては、あまり眼を向けていません。だから、本来ならば情報

公開法なり、情報公開条例があれば、記録管理法、記録法なり記録管理条例というのが当然あってしかるべきで、そういう要求が出てくるわけですが、史料保存運動にしろ、日本の市民運動でそういう事柄というものは表立って言われていません。国家組織のなかにおいてみると、国立公文書館の地位自体もそうだし、情報公開条例だとか言う割には、存外に現在の記録の管理のあり方に鈍感です。記録の共有と公開という問題をいうときに、記録を共有するという部分はたしかに重要だけれども、記録がどのように作成されているかということへの眼、記録の作成と保存という肝心なシステムが欠落しているという問題をこそ現在ほど議論しなくてはならない時はないように思います。この記録の作成と管理の問題が欠落したまま、古文書だとか古記録だとかいう形の「古」のところばかりに目を向けることによって、現代の問題、古記録というのがまさにその時代の生きた生物だということところが忘れられているのではないかというふうに私は思っています。

そうした点で言えば「歴史的価値」という点で触れると、与えられた史料をきっかけにして、与えられた記録をきっかけにして、歴史的な事実は創作された世界です。創作というと奇妙に思うかもしれませんが、あるもの、残された記録資料をどのように読んで、それを歴史的な世界に展開していくかという営みは、まさに創作です。私は日本の歴史学は、この知的復元力がものすごく弱くなっているのではないかと昨今痛感しています。そのことが、結局は自分の新発見の史料というものを主張することによって学会で発言権を持つとする発想になります。史料を接続詞でつないでいけば論文になるというような発想があるのではないのでしょうか。だから資料館などでしばしば起こる問題は何かということ、そこの研究員が発表しない限り、ある部分の資料というものは公開しないという、俗に言えば歴史家の史料独占といわれる問題が出てきても不思議はないのです。「史料独占」という用語が学会で平然と語られている摩訶不思議な世界が日本の歴史学界の現状だともいえましょう。

しかし、事件や出来事というものが、ある歴史的事実として認定されるのは、歴史に位置づけようとする歴史家の営みなのです。だから無条件に「歴史的価値」があるわけではありません。専門職養成課程の講座に参加される専門職の方たちが一番苦しめられているのは、「歴史・文化的価値」だとか、「歴史的価値」というもので選別しろといわれ、選別を迫られることです。困るのは当たり前です。法律的に、「歴史・文化的価値」云々となっているが、選別で問われるのは、この価値意識ではありません。選別にあたっては、その組織が営んだものを体系的に残していくという視覚の中で選別すればよいことなのであって、残された記録資料をどう意味づけるかは、それを使

う、読む人間の問題なのです。使う人間が歴史的意味づけをするのです。歴史家にはアマもプロもありません。ある歴史を描こうとする人間、歴史家が残された記録資料をどう料理するかは、その人の腕次第なのです。アーキビストは、この素材を多様に提供すればいいのです。その部分が非常に間違っていて理解されていると私は思います。歴史的価値は自明の理としてあるのではなくて、その人間、歴史家が明日をどのような社会、あるいはどのようなものとして描きたいかというところにその問題が出てきます。そういう点で言えば歴史家の眼は時代に規定された眼でしかないわけですから、重要なことは組織の知的生産物として記録と記憶をいかに残していくかということが第一に問われているのです。先ほど言ったイエズス会の感覚はまさにそうでした。そうした意味合いのなかでとらえていく必要があります。

実は現在の日本に問われているのはこの点です。このことは、行政以上に、企業が強く問われているのではないかと考えています。かつて倒産した山一証券の記録を読んでいると、倒産してやめさせられた人たちが会社の記録を残そうとします。山一証券という証券会社は日本の証券会社でもっとも近代的な証券会社として発展した企業です。各会社の経営データというものをきちんと調べ、それを顧客に与えて、顧客の手数料で生きようとしていました。だから膨大なデータを持っていたわけです。そういう近代的な経営管理の眼を持っていたにもかかわらず、自分の組織についての記録はありませんでした。どうやって探したかということ、関係者に聞いていって探るよりほかありませんでした。これがおそらく日本の経営のあり方だろうと思います。そうした点で今、札幌の方で問題になっている北海道拓殖銀行の裁判があります。この経営責任を問う裁判を見ていて、告発されている頭取は「自分はそういうつもりでなかった。」ということばかり言っています。しかし、取締役会の記録がありません。考えてみれば重役会だとか取締役会の記録というものは、最終的な決定のところしか載っていないのだから、誰がどういう発言をしたという議事録ではありません。そのため経営責任を問う企業訴訟等をおこされても、記憶にたよるほかなく、何故に会社が倒産したかの検証がなされないのが、日本の現状です。しかしアメリカでは、経営記録が克明に残されているようで、名をなした経営者の自伝には企業アーカイブズの記録を引用し、己の経営を誇りに書いたものがあります。日本では、この記述が、一つの思い出として語られているのは『日本経済新聞』の連載「私の履歴書」をみても日米の差がうかがえましょう。思うにこれから株主訴訟だとか何かが起こるとすれば、存外企業の方が企業の経営記録を残していこうという可能性があります。

逆に行政で問題となるのは、ファイリングシステムになると、簿冊と違うから、あ

る案件があると、30年ものものがあって、最後の決裁書類のところが残るにしても、その中間にはいろいろな調査をはじめ組織間で多様な意見交換をした記録があるわけですが、それが5年10年だとすると別々のファイルにされちゃうから、一括して残らない。そうすると紙ペラ一枚だけしか残らないものになってしまうのがファイルングシステムというものの問題でもあります。国立公文書館で、一番気になったのは5年もの10年もの所に基礎データのように、多様な蓄積があるわけですが、簿冊の場合はそれが一様一括してあるから残るけれど、ファイリングシステムとなると残らなくなります。そうすると文書作成をするときに、どういう形で作成した文書かというものを、どう一括的に残していくかということに専門官等が一番苦労しました。こういう問題を解決するためにもいかに記録を管理するかを問うべきなのです。

しかし、一方の情報公開というのは公務員がいかに怠け、不正をしているかというようなところにばかりに眼を注ぎ、告発するための情報公開になってしまっているから、情報公開の本質的意味に眼が及びません。そのため記録を一体どう管理するかという発想が乏しいこともあり、摘発のみの対象なら、役所の一部がいかに隠すかというか、いかに捨てるかということになるのも無理はないところがあります。そういう意味で、やはり記録管理条例とか記録管理法みたいなもので、一つの文書を作成する、文書作成をパターン化し、組織の営みを体系的に記録できるようなものを今どのように築いていくかというのが急務の課題ではないでしょうか。そうした問題というのが記録の共有化とか公開という問題にあるように思います。

なぜならば、その組織の、企業体にしても、小さな自治体にしても、その組織が営んできた記録、そこでの多様な営みというものを共有しえたときに、おそらく各組織が一つの生きた協同体になるのだらうと思います。この記録や記憶を共有するという問題への認識の乏しさというものが、日本の情報公開なり資料保存運動を考えるうえで私の気になる問題です。それだけに一体アーカイブズ、アーキビスト、あるいは歴史家というものは何なののでしょうか。要するにアーカイブズが問われることは何かを考えたいと思います。

4) アーカイブズ、アーキビスト、そして歴史家

ここで、私が関わった板橋区公文書館創設のことを紹介します。私は、自治体史とか自治体が営む教育史編纂事業などに関わる時に、引き受ける条件として、行政等の理事者の方に申し上げるのは、記録あるいは文書そういうものをちゃんと保存し、公開していくシステムを作ってくださいということです。そういう中で、例えば東京

都の北区教育史編纂においては、文書館的なものの創設が必要であるという答申を出しました。結局予算の関係で行政資料室という形でしかできませんでした。ただ少なくとも、行政資料ということで、学校日誌を始めとした教育関係のものから行政まで一応行政資料室で利用しうるようになりました。ただこの行政資料室の利用者をみてあきれたのは、教育学者が、あそこに行ったら教育史の史料があるからいくらかでも論文が書けるという発想をしていたことです。ようするにその史料がどういうプロセスでそこにあるのかを検討しないで、例えば祝祭日の行事を見たいから何かないでしょうかとって来る。これが日本の教育史学かと思うと情けないわけですが、歴史を読む構想力が貧困なのではないかと思ったわけです。ある学校が何故に生徒の作文を開校以来残したかを問う眼がなく、歴史を書けるわけではないのです。ついで北区でも板橋区でも言ったのですが、今は建物は要らないと。かつて文書館という建物を建てる、それがあつて言えば自治体の長にとってみれば、お城みたいなものにみえて設立に同意した部分があるわけですが、今東京では建物は要りません。要するに廃校になった学校を上手に使えばできるからということで北区も口説きました。板橋区でもそうでした。その問題を話しながらそのとき出てきた問題をとおりアーカイブズ、アーキビスト、歴史家の問題に少しふれたいと思います。

板橋区公文書館の設立をめぐるときの一番の問題は、私は結果としてよかったと思いますが、区史編纂で近世史を担当したものを委員から排除したことです。何で排除したかという、板橋区の場合は板橋区郷土館があつて、長いこと板橋区周辺の地方調査を継続的に試み、記録だとか伝承だとかを丹念に集めていました。近世史プロパーの人たちはそこにある地方史料等をも入れるのには公文書館ではなく文書館でなければ駄目だという話をします。そうすると何が起るかというと、郷土館で苦労してきた学芸員の方たちは、ものすごく怒ります。彼等は、言ってみれば認められていないというか、シコシコ、囑託か何かで集めてきているわけですから。それをある時に集めたものを文書館に移せとなれば、怒るし、無駄なエネルギーになります。だから、区長に近世史の担当者は委員からはずしてくれといいました。

もう一つの理由は、文書館が古文書や何かを集めるだけだとするならば、ただ単に、あそこは歴史好きの集まる場所だという話になってしまいます。しかし、公文書館が必要なのは、そこへ行けば、板橋が営んでいた現在から過去のものまでみられて、区民が歴史をふまえた情報を共有し、区民として明日の板橋区を考える場としての公文書館を形成したいのです。この課題は、お配りした板橋区公文書館設立の理念として、答申の冒頭に提示しました。

「民主主義社会は開かれた構造の上に存在する。公文書館は、区政が開かれた構造として運営されていくために、区にかかわる公文書等の収集・保存・利用を促進することをとおし、歴史を踏まえた明日の板橋を築いていく活力を生み育てる原点となるものである。ここに営まれる世界こそは、区民の自治意識を地に根ざしたものとなし、新しい地域文化を創造的に発展せしめることを可能とする。」

このことを懇談会では何度も一番議論しました。公文書館であれ文書館であれ、そこに住む人たちが自分の生活空間とは何なのかということを知り、そこで営まれた情報を共有することでさらに自治意識というものを身につけ、地域文化を創造していく場が公文書館なのだと言ったのです。そのためには地域文書館としての公文書館は何なのかと問えば、区にとってみれば政策立案をはじめとする総合的な研究施設であり、さらにいえば区民の知的要求に応じうる学術文化の場であり、そうした意味で区民文化の向上に寄与する世界でなければなりません。そこには公務を含んだ記録というものをきちんと残すのです。このとき言ったのは、教育委員会サイドも入っていましたので、教育委員会の記録も首長部局に属する公文書館に集めるということです。こうした議論をふまえ、教育委員会も分かったということで教育委員会のものも、そして学校の中でもある場合においては不要になった学校日誌のようなものも必要なら集められるという発言もありました。

自治体史編纂事業は膨大な金がかかるわけですが、ある自治体史は30年ぐらいたっても出来ませんでした。区長3代目になって、その3代目も3期目ぐらいになりました。私はいつのまにか入って、その後始末をやらされてびっくりしたのですが、歴史家というのはそういうサガがあるけれど、近世が好きでお寺の坊さんだったから、地域の寺の悉皆調査をしました。寺社文書を刊行することに熱心です。その時に近代の後始末をやるので調査に行ったら、もうあんなのところは来たから、調査終わっているわけで、後はみんな処分してしまって、近現代はもうみんなない。要するに、一軒一軒やって、古い村役やったところも調査すると近世地方のものだけは刊行していくから、膨大な資料編になります。しかし、明治以後は近世の担当者の興味外なもので手をつけずに放置した。そのため所蔵者は必要ないものと思い処分していたのです。そういう状況を見ていて言ったのです。「私がここの区民だったら行政監察やって、区史でいくらかけているのって聞くと。」

私は思うのですが、自治体史を作るのなら、まず区民が読める、転入してきた人だとかその市に来た人が読める、その自治体の構成員に共有してほしい世界について、まず読み物としての区民読本的な区史や市史のようなものを作るべきです。しかし、

自治体史というのは、枕か何かと思わせるほどに大冊で、資料編になると枕みたいなのがあるでしょう。それは、要するに知事だとか市長の顕彰碑みたいもので、市民だとか区民はあまり読まない。配布されると部屋の飾りものでしかない。そうじゃなくて、自治体の金で作る以上、作ったものがその住民の三分の一でも四分の一でも共有しうるものになっていく方法を考えなければなりません。

北区の場合は、教育史の時に、中学生たちが読む、北区の子どもたちがどうやって生きてきたのかという『北区の子ども 北区教育史読本編 』（1995年）を刊行しました。そして3年間は配っていましたが、予算がなくなって4年目からは配布をやめてしまったけれど、すくなくとも面白い試みだったと今でも思っています。板橋の場合もそういう思いがあり、区史編纂の仕上げとして公文書館の設立にこぎつけました。すくなくとも集めたものは行政も利用でき、区民も利用できるようにしました。そしてその時、古い地方史料は今までに郷土館が調査をしているのならば、郷土館の人がきちんといままで通りに調査をすれば、いいのです。そして郷土館が収集したものは、何であるかということ、文書館と共有財産にしていけばいいだろうという話をしました。そこで大切なことは、区民が自分たちの区は何なのか、自分たちの自治とは何なのかを知るには、公文書館へ行けば分かることが大切なのだということを強調しました。そこに参加した区民代表の方たちも、それなら文書館というのはわかる、公文書館というのは要ることがわかるとなり、公文書館設立に大変協力的になりました。その時思ったのは、郷土館は教育委員会サイドで、教育委員会は郷土館が持っている財産が首長部局に移るのではないかと戦々恐々としていました。だからそれはそうじゃなくて、これからの学校のものは文書館に来るのだという話をしたら、ホッとして、自分らの持っているものを取られないのならいいとなったのです。えらく単純な話のようですが、教育長さんの思いはよくわかりました。

この時私が思ったのは、区民の自治意識というのはそんなにおいそれとできるわけはありませんが、少なくとも情報を、過去の情報にしても今生み出されている情報にしても、区民相互は共有し、己が生きている場を確認するとき、はじめて地に根ざした自治意識が育つのではないかということです。こうした公開と共有を可能にするシステムこそが公文書館にほかなりません。ここに公文書館の使命があるということです。このことが存外忘れられたまま、古文書に眼を奪われ、歴史にウエイトをかけた話になると、周りの人はあそこは年寄りのマニアが行くところだということになって、なんでこのせちがらいご時世に予算を使わなければならないの ということになります。

それだけにこれからのアーカイブズを設立していく上で問われるのは、アーカイブズが過去のものではなくて、過去に生み出されたものが現在読み直され、明日を問い質すためにも必要なのだ、現在生活している場が問われている課題は何かを知るためには住民たちが住んでいる足元を見つめなければなりません。そういう問いかけを出していくことがいるのだと思います。そのためにも行政が営んだ諸記録資料を適切に残すには、評価・選別を原課だけではなくて、アーキビストの方というか、文書館との協同作業ですのようなシステムをなんとか組織の中で認知させていく努力がいます。歴史資料として大切なものは何かといえば、「歴史・文化的価値」は自明のものとしてあるのではなくて、それは付与される価値なのだということを理解してもらうことが大切です。それとともに、歴史というのは想起され、あるいは創造された世界だということ。現在ある場から明日をどう思い描くかという眼の位置により、記録や資料は殺されたりよみがえったりするのです。過去の出来事は、そうした点でいえば、歴史的事実というのはある歴史家が過去の出来事にある意味性を与え、歴史的な事実として認定したとき初めて史実として存在してくるということ、このことを認識することが重要ではないでしょうか。それを認定する、認める眼、認識する眼というのは、現在を生きる私が、明日をどのような世界として思い描くかということに関わってくる作業でもあります。認識した眼を失ったまま、歴史資料が自明の理として存在しているような思い込み方をしていることが、ある種の古文書癖だとか何かの問題になっているのです。それだけに歴史を読み取る、あるいは問い質す知的営みが私は必要なように思います。

それと残された記録とともに残されなかった記録そのものも読み取ることが問われています。というのは、目録を見るとき編年的にすると分かりますが、ある時代に一群が一括して抜けていることがある。そうするとそれはやっぱりないということの意味性を歴史家がどう読むかによって、歴史の書き方が変わってきます。そうした点でアーキビストが問われるのは、記録が残されるということは、残されるだけの意味がある、その意味性を考えることではないでしょうか。しばしば最近の史料論的なものを読みますと、その史料があるということについて、こういう史料があるから、こういう目録を作るという話がありますが、なぜその史料だけが残されているのか、ある土地改良区でみるならば、その土地改良区の河川をめぐるところの、洪水の記録は膨大に残っています。他のものが当然あってしかるべきなのにないというのは、それが重要だったからです。それが権利に関わったからです。要するに、残すということはある種何らかの記録においては、その記録が権利の問題と関わっているから残さねば

ならないわけで、証拠、証明の根拠として必要だからです。このような問題が読み解かれる必要があるのではないのでしょうか。

その点でいえば全ての記録を残すということは、別な言い方をすれば、全ての記録を捨ててしまうのとおなじことになるのではないのでしょうか。だからその点でいえば選別の作業が必要です。私たちはしばしば私もそうですが、歴史をやっているとこれはこのとき使えるな、とみんな残したがりますが、たいていそういう形で残したものはあるとき整理するとみんな捨ててしまいます。何故かというとなんてを残すということは何も残さないということかもわからないということがもう一つ選別する時に頭に入れておくことです。そういう点でいえば、それぞれが持っている組織の知的遺産というものを体系的・永続的に次の世代に伝えていくという原点、一番最小限のところの眼がいるように思います。そうした意味における視点の継続性、あるいは視座の一貫性というものが要るのではないのでしょうか。そうしたときに、いわば当然行政の記録は統治する側の眼ですが、一方で統治される客体として、統治される側の記録に関わらせた眼がいます。このことにも目配りをした上で、統治した資料というものを体系的に残していく営みの方策、基準を何らかの共同作業として作っていくことが要ると思います。

記録は何かを問いかけているわけですが、記録を支配するということは別の言い方をすれば、未来を支配できるわけで、現在を支配するものは過去を支配していることになります。過去の記録を理解するには、その記録のもとに統治されていた人たちがもち伝えてきた意味性をどのように汲み取っていくかということだけに、非常に難しい作業ですが、大事なことのように思います。そういうような意味でいえば、管理された記憶、これから情報社会になって一番出てくるのはこの問題ですが、それだけに記録を生み出した人たちの意識というものをどのように読むかということと共に考えていきたいものです。そのためにも、開かれた構造としての社会を生み出すために、記録は残していくわけですから、記録による検証、過去の検証は現在につながるのだというように肝に銘じておきたいと思います。そうした意味で考えるとアカウントビリティということが最近様々に言われ、説明責任とかと説明されています。しかし、考えてみると、アカウントというのは勘定だとか答弁だとかいう意味で、評価だとか利益でもあります。それは、当然責任を問われることであり、説明責任は単に説明するだけじゃなくて構成員に対して、そのこの住民に対して、組織というものが何を営み、何を残してきたか、そのことを説明し、納得させるということにほかなりません。そのためにも、説明し納得させうるように、記録を体系的に残して、記録に基

づいて説明していけるように、アーキビストは多様な記録資料を残すことに励まねばなりません。

まさに、公文書館は過去の政策を検証するだけでなく、その政策が現在に向かって何であり、明日をどのように創造していくのかということ問うなかにおいて公文書館の記録はあるわけです。歴史は現代という場から書かれるわけですから、過去をどう読み直すかというのは、明日をどういう社会にするかということになり、記録史料が価値を持ち意味づけられるということは、当局者だけでなく、市民なりに区民にとって何なのかということが納得せしむるような記録を残す。そうした点でいえばそれを単純に歴史資料などとかといわないで、記録資料は社会を開かれた構造とするための器であることを保証するものだということを共通の理解とすれば、そういう記録や資料が日本の場合では属人的な性格が強いです、ある個人に帰属するものという思いを解き放つことも可能でしょう。

そこでアメリカ歴史学協会の専門的行動基準に関する表明を紹介しておきます。これは倫理綱領みたいなもので非常に面白いことが書いてあります。公文書館とか文書館には歴史家の人が多く関わっています。関わっているということは、公文書館等が日本で生まれてきたプロセスでいえば必然的なことなのですが、歴史家とアーキビストがいかなる関係性をもつか、築くかということが問われることとなります。この問題を考える手がかりが、アメリカ歴史学協会の専門的行動基準に関する表明の中にかがうことができます。「歴史の専門分野は、様々な制度的背景の下で働く人々、また独立して専門家として働く人々から構成されており、多岐に及んでいる。しかし、すべての歴史家は、同一の行動原理によって導かれるべきである。」となし、専門家として歴史家として誠実さ (integrity) が問われると説いています。そして、「誠実であるためには、本人自身の偏見を自覚し、適切な方法、分析をする。」と、要するに自分がどういう偏見を持っているかということ自覚した上で、それを表明して研究発表等をするということです。自分はこういう歴史的立場であるとか、こういう考え方だということを表明してものは書くべきだし、言うべきです。歴史家は信頼にたる史料を手に入れるということをいうが、史料を保存し、史料への自由な公開をなし、平等の差別のない閲覧を提唱し、史料へのアクセスを公開すべきです。逆にいえば、アクセスできない史料、自分だけしか見られない史料で書いた論文は認めないといっているわけです。だからここにおいては日本でしばしば起こってきている問題、あの大学に行ったらこの部分は見せない、見せるときに資格審査をやるということはここでは起こりえません。歴史家はそういう意味でいえば、歴史資料を保護し、他の学者が利

用できるように整えることにも協力しなければならないともいっています。しかも知的な多様性、歴史想像力を高め、過去の研究の発展と活力の一員になるように努めるべきだとも述べています。いわば知的多様性と知的想像力をうながすことにおいて、歴史研究者がアーキビストと協同関係を築いていかなければなりません。おそらくこういう世界だからこそ、ある意味でいえばアーキビストが高い地位を占めうるのだらうと思います。

たしかにアーキビストは、ある意味でいえば、歴史家の顔を強く持っています。だから、己の世界というものをまず語ってからそこに集められた記録を公開していくというサガをどうしても日本の私たちは持っている部分があります。しかもこの史料はその人が発掘したとか、発表したという強く属人性に規定されています。だから、ある史料を見る時にはあの人に了解を取ってから見てくださいということがしばしばいわれます。しかしそれは、アメリカ歴史学協会倫理綱領のなかでは認められていません。そうした点でピーター・ジグモント、オランダ国立公文書館、文書館学校長であった人の指摘に耳を傾けたく思います。

アーキビストの仕事は非常に禁欲的なものであり、適切に公文書館が保存するものは何かというと、一つは組織管理に役立つ情報、それから記録作成者が自分の行為を記録するのは、そもそも必要が生じたとき、それによって行為を説明したり、権利を証明したりするためなのであり、少なくとも記録を残すときに求められることは、公文書館であればあるほど重要なのは、権利の証明という役割なのです。残されてきたものは、何らかの家の権利、家の保証、そういうものからなっています。いわば記録資料は法律上の証拠なのであり、政府と国民の権利及び義務は政府の記録資料によって保証され、保護されねばならないのです。それだけに、アーキビストは歴史学者であることはありません。記録資料を整備し、目録その他の検索手段を作成するためには、歴史研究をしなければなりません、その研究はあくまで文書館等の理論と方法のためのものであって、第一義的に歴史研究者であろうとすることではないと述べています。

まさに、市民の権利を保障する場をきちんと確保し、次の世代に引継いでいくという使命を負わされているのがアーキビストの役割だと、ピーター・ジグモントは説いています。そうした点でいうと、はたして私たちの周りにはこのような認識がどれだけ共有されているかという点はまだまだ遠い先のような気がします。私たちは、私も含めて歴史研究者という業にドブプリついているがために、どうしても自分が見つけたものはまず第一義的に己がまず語りたいたいという誘惑、それを手元に秘匿してお

きたいという誘惑にかられがちです。

しかしながら、アーカイブズだとかそういうものが現代社会に果たす使命は、政治文化の未熟な日本において負わされていることは、少なくともその住民たちの権利を保証する場であるし、その権利を保証することは義務を負うことでもありますが、公開性だけではなくて、要するに民主主義社会というものを創生するためにも、共有した財産というものをいかに知的な財産として継承し、活用するか、過去の経験を、知的資産としての情報を公開し、その情報を共有していくことによって社会を開かれた構造にしていく場として、それに相応する働きを果たす器となることです。いわばアーカイブズは、公文書館が負わされたもの、それが文書館という名前で負わされたものであれ、それぞれの地域社会なり組織なりというものが、その営みを記録した諸資料を知的な財産として共有し、共有することによって組織というものを活性化し、その社会構成員、組織の一員である自分の場を認識していく器にほかなりません。国民国家の形成とともに、国民の記憶装置としてのアーカイブズがそれぞれの国でかなりの意味を持ったのはそのためです。

最近見ている面白かったのはNHKが東ドイツの秘密警察アーカイブズの文書が公開されたのを取材し、密告者の報告をもとに関係者の証言を紹介していた番組がありました。おそらく日本ではこうした記録は出てこない、残されることはないでしょう。しかし、東ドイツはじめ旧ソ連等でも、こうした諸記録が残されています。残したのは、自分の職責を証明するものであり、組織を検証する上で必要だとの共通認識が広くあったからです。日本では、こうした記録がないため、組織の自己点検も、構成員の働きを評価することも、きわめて恣意的になりがちです。それだけに私は、公文書館が記録を残すことの第一義的意味として、現職の、行政の人たちに「あなたたちがやっている仕事というものを、仕事の証を記録として残してください。」と説き、仕事の証を記録として残していくならば、トカゲの尻尾切りにはならなくてすむのではないかと話します。アーカイブズだとか記録を残すということは、単に国民に記録を見せるためではなくて、自分のやった仕事の証を記録として残すことなのですよ、ということの説き始めていく必要があるように思います。確かにそういう意味でいえば、上役から何か言われたらそれを文書にし、こういうことですねと保証をとってあげれば、ものすごく嫌がられるかも分からないけれど、本来はそうした世界の中において権利と義務の関係はあったのではないのでしょうか。日本はそのところのことが非常に乏しいというか、個人のメモは持っているけれど、それはメモでしかありません。しかし太政官時代には、記録を公的に取ることが若干あったように思います。それは

書き込みの中に出てくるわけです。

現在文書館とか公文書館の問題のときにもう一つ是非お考えいただきたいというか、共に考えていただきたいのは、情報公開というのは記録管理というものが一体となったときにはじめて意味を持つし、記録管理というのは何かというと、記録をとるということは自分の職務の証であり、その職務を託した国民への責務でもあるのだということを広く認識していくことが、アーカイブズの仕事が国民の中に場をもつうえで欠かせません。このことは、日本の政治文化を高めていくためにも大事なように思います。

たしかに古文書的世界は見える世界だから、しかもそれは選別して残すという作業をしなくてもいい、みんな残せばいいという世界になっているかもしれないけれど、現在生み出されているものをどういう形できちんと保存し、次の時代につなげていくかということは、現在営まれている政策をどう検証するかということなのですから、この記録や資料が生産される現場を凝視し、明日の社会に向けた営みが求められているのではないのでしょうか。公文書館等のアーカイブズの存在は、歴史を過去の物語としてのみさぐる場ではなく、現在の営みを歴史的に検証し、明日を創造しうる活力を生み育てる場だということを発信していけば、おそらくこういう問題に対する住民の共感を得、知的にあるいは情報を共有する世界をつくることも可能になってくるのではないのでしょうか。しかし、記録管理法だとか記録管理条例をつくるのは難しいでしょうが、自己が営んだ仕事の記録を残すのだということの理解を共有することで道が開けるのではないのでしょうか。そのためにもアーカイブズは、組織を自己点検し、その仕事、営みを評価・検証するための場だということ、そこで働く人、公務員の人たちにとっては、職務の証、公務の証としての記録を残していくことが己の存在証明になるのだということ、どれだけメッセージとして発しうるかということが、記録管理法・記録管理条例という問題の背景にある世界を明らかにしていく上で必要なことだと私は考えています。どうか日本の公文書館が負わされた課題を一人一人の問題として凝視し、社会が開かれた構造として活力をもち、豊かな明日を手にするべく第一歩を踏み出して下さい。長くなりましたが、日本のアーカイブズがおかれている問題につき、とくに私は現在ある記録の問題に重点をおいて、日ごろの思いを述べましたが、そういう点で一つの共有しうる世界をつくれれば幸いです。

(なお、本稿は、平成 14 年 5 月 24 日、大阪市公文書館で開催された全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第 62 回例会での講演「日本のアーカイブズ - 現在問われるべき課題をめぐり - 」に加筆・訂正したものです。)